

社会福祉法人
若 葉 会

役員等の費用の弁償に関する規定

平成 29 年 4 月 1 日制定

役員等の費用の弁償に関する規定

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人 若葉会（以下「法人」という。）定款第28条及び第21条にに関する事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 本規定の役員の範囲は定款第2章及び第4章に規定する、次に掲げるものをいう。

- 一、評議員
- 二、評議員選任・解任委員
- 三、理事
- 四、監事

(役員会議等旅費)

第3条 この法人が定款で定めた評議員会、評議員選任・解任委員会、理事会、監事による監査を実施した場合の旅費は、別表のとおりとする。

2 特別な理由により上記により難しい場合は、その都度評議員会が決めた額とする。

(改正)

第4条 この規定はの改正は評議員会の議決により行う。

附 則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表

第3条関係	旅費	1会議	3,000円
-------	----	-----	--------